

「こおりやま食の健康応援店」登録基準

1 登録基準

下記の（１）～（３）の要件をすべて満たす場合、応援店として登録する。

（１）健康・栄養情報の提供

健康・栄養情報の発信拠点となること。

市が提供する健康・栄養情報資料（レシピやリーフレット、ポスター、POP等）を配布または掲示すること。

（２）食の健康応援に関する取組

下記の①～④の取組のうち、1つ以上に取り組んでいること。

- ①減塩に関する取組
- ②野菜摂取に関する取組
- ③バランスのよい食事に関する取組
- ④その他、食の健康応援に関する取組

（３）受動喫煙防止対策

施設内禁煙または喫煙専用室や加熱式たばこ専用喫煙室を設置しており、受動喫煙防止対策をしていること。

【取組の詳細】

①減塩に関する取組（いずれか1つ以上該当）

1	減塩・塩分控えめ食品の販売・設置
	減塩醤油や減塩味噌、減塩漬物等の減塩・塩分控えめ食品を販売している。 減塩・塩分控えめ食品（調味料等）を設置し、利用者が選択・利用できる。
2	塩分を控えた（食塩相当量 3g 未満）メニューの販売・提供（※1）
	主食・主菜・副菜がそろっており（※2）、含まれる食塩相当量が1食あたり3g 未満のメニューの販売・提供をしている。
3	減塩に関する資料（リーフレットやレシピ等）の設置・配布
	減塩に関する資料（リーフレットやレシピ等）の設置・配布をしている。
4	減塩に関する要望への対応
	利用者の要望に応じて、提供する料理の薄味への変更、調味料（醤油、ソース、ドレッシング等）の別添え等の対応をしている。
5	その他、減塩に関する取組
	その取組が市民の食塩摂取量の減少につながっていること。

②野菜摂取に関する取組（いずれか1つ以上該当）

1	生野菜やカット野菜、冷凍野菜の販売
	生野菜やカット野菜、冷凍野菜を販売している。
2	小鉢1皿分相当（70g）以上の野菜を使用したメニューの販売・提供
	1品（主食・主菜・副菜の単品、総菜、パン等）で70g以上の野菜（きのこ、いも類は除く。）を使用したメニューの販売・提供をしている。
3	1日に必要な野菜の量の1/3（120g）以上を使用したメニューの販売・提供
	1人前（弁当、定食、セットメニュー）で120g以上の野菜（きのこ、いも類は除く。）を使用したメニューの販売・提供をしている。
4	野菜摂取に関する資料（リーフレットやレシピ等）の設置・配布
	野菜摂取に関する資料（リーフレットやレシピ等）の設置・配布を行っている。
5	野菜を摂取しやすい環境づくり
	付け合わせの野菜がおかわりできる、サラダバーがあるなど、利用者が野菜を摂取しやすい環境づくりをしている。
6	その他、野菜摂取に関する取組
	その取組が市民の野菜を摂取する機会や野菜の摂取量の増加につながっていること。

③バランスのよい食事に関する取組（いずれか1つ以上該当）

1	栄養バランスのよいメニューの販売・提供
	主食・主菜・副菜がそろった（※2）メニューの販売・提供をしている。
2	バランスのよい選び方の掲示・展示
	販売・提供しているメニューのバランスのよい選び方について、ポスターや食品サンプル等で掲示・展示を行っている。
3	バランスのよい食事に関する資料（ポスターやリーフレット等）の設置・配布
	バランスのよい食事に関する資料（ポスターやリーフレット等）の設置・配布を行っている。
4	その他、バランスのよい食事に関する取組
	その取組が市民のバランスのよい食事を摂取する機会の増加につながっていること。

④その他、食の健康応援に関する取組（いずれか1つ以上該当すること）

1	販売・提供している食品・メニューの栄養成分表示（※3）
	販売・提供している食品・メニュー（3品以上）の栄養成分表示を行っている。
2	朝食の販売・提供
	朝食の時間帯（概ね午前6時から10時頃まで）に販売・提供できる食品または朝食メニューがある。（菓子類を除く。）
3	食物アレルギーに配慮した食品・メニューの販売・提供
	アレルゲンフリーの食品の販売や、特定原材料等のアレルギー物質を含む食品・メニューにおいて、アレルゲンの表示、除去食や代替食の提供などの対応を行っている。
4	その他、食の健康応援に関する取組
	その取組が市民の健康増進や食育の推進につながっていること。

※1…栄養価計算等により基準を満たしていることの確認が必要。

※2…主食…ごはん、パン、麺等の穀物を主とする料理

主菜…魚、肉、卵、大豆・大豆製品、乳製品等を主とする料理

副菜…野菜、海藻、きのこ、いも類等を主とする料理

※3…食品表示法に該当する加工食品（栄養成分表示義務のある食品）は対象外とする。

栄養成分表示を行う場合は、以下のア、イに従うこと。

ア 表示方法

熱量（エネルギー）、食塩相当量の表示は必須とする。

その他3項目（たんぱく質、脂質、炭水化物）も表示することが望ましい。

必須項目	任意項目
・熱量 (kcal) ・食塩相当量 (g)	・たんぱく質 (g) ・脂質 (g) ・炭水化物 (g)

イ 栄養価の数値について

- ・飲食店等が計算等により得た数値または郡山市保健所が計算した数値を用いること。
- ・飲食店等が計算等により得た数値を用いる場合は、「こおりやま食の健康応援店」登録申請書（第1号様式）に栄養成分値がわかる資料を添付し、店舗において根拠資料等を保管すること。
- ・栄養価計算が難しい場合には、郡山市保健所が栄養価計算等の技術的支援を行う。郡山市保健所に栄養価計算を依頼する場合には、栄養価計算依頼書（別紙2）に必要事項を記入し、「こおりやま食の健康応援店」登録申請書（第1号様式）と併せて提出すること。